

議案第39号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「3万6,234円」を「3万2,928円」に改め、同項第2号中「4万8,312円」を「4万3,629円」に改め、同項第3号中「6万390円」を「5万6,389円」に改め、同項第4号中「7万2,468円」を「7万4,088円」に改め、同項第5号中「8万520円」を「8万2,320円」に改め、同項第6号中「8万8,572円」を「9万552円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「10万650円」を「10万7,016円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「12万780円」を「13万5,828円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「13万6,884円」を「15万2,292円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「17万3,118円」を「18万9,336円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「20万1,300円」を「21万8,148円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「22万1,430円」を「24万2,844円」に改め、同号イ中「又は第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「24万1,560円」を「26万3,424円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「26万5,716円」を「28万8,120円」に改め、

同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第16号イ」を加え、同項第15号中「28万9,872円」を「32万1,048円」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 31万2,816円

- ア 合計所得金額が3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 31万6,932円

- ア 合計所得金額が3,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万130円」を「1万8,933円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万130円」を「1万8,933円」に、「2万8,182円」を「2万7,165円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万130円」を「1万8,933円」に、「2万130円」を「1万8,933円」に、「5万6,364円」を「5万5,977円」に改める。

第13条第3項中「若しくは第14号イ」を「、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イ」に、「第14号まで」を「第16号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。